

第32回 労働安全コンサルタント試験
(産業安全関係法令)

161025

安全関係法令

1/5

受験番号

問 1 安全管理体制に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。

- (1) 総括安全衛生管理者は、選任すべき事業場においてその事業の実施を統括管理する者を充てなければならない。
- (2) 総括安全衛生管理者が海外出張でその職務を行うことができないときは、代理者を選任しなければならない。
- (3) 3人以上の安全管理者を選任する場合は、少なくとも1人は労働安全コンサルタントから選任しなければならない。
- (4) 安全委員会の議長には、原則として総括安全衛生管理者を充てなければならない。
- (5) 安全衛生推進者を選任しなければならない事業場で労働安全コンサルタントを安全衛生推進者として選任した場合、その者は当該事業場に専属でなくてもよい。

問 2 安全管理体制に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。

- (1) 特定元方事業者が法令の定めにより統括安全衛生責任者を選任したときは、その者に、仕事の工程に関する計画等の作成、関係請負人が定める車両系建設機械の作業計画に関する指導の他法令に定める事項を統括管理させなければならない。
- (2) 統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者の職務を行う者を選任し、それぞれ法令で定めている職務を行わせている場合には、当該場所において店社安全衛生管理者を選任していなくても、法令上選任したものとみなされる。
- (3) 所轄労働基準監督署長は、労働災害を防止するため必要があると認めるときは、元方安全衛生管理者を選任した事業者に対し、元方安全衛生管理者の増員を命ずることができる。
- (4) 元方安全衛生管理者を選任すべき事業者が当該元方安全衛生管理者を選任する場合には、その事業場に専属の者を選任しなければならない。
- (5) 請負人は、安全衛生責任者を選任したときは、遅滞なく、所轄労働基準監督署長にその旨を報告しなければならない。

問 3 機械による危険の防止に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、正しいもののみの組合せはどれか。

- イ 直径 50mm の研削といしで、回転中に労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、覆いを設けなければならない。
- ロ 動力プレスのスライドを作動させて行う金型の調整は、寸動機構の有無にかかわらず、手回しにより行わなければならない。
- ハ 動力プレスに設置された両手操作式安全装置の一方の押しボタンの外側と他方の押しボタンの外側との最短距離は、300mm 以上でなければならない。
- ニ 研削といしを取り替えたときには、1分間以上試運転をしなければならない。

- (1) イ ロ
- (2) イ ハ
- (3) ロ ハ
- (4) ロ ニ
- (5) ハ ニ

問 4 荷役運搬の作業等に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、違反となるものはどれか。

- (1) はいくずしの作業を行うとき、はい上の作業箇所の高さが 1.5m をこえていたので、すべり止め装置付きの移動はしごを設け、当該作業に従事する労働者に昇降のために使用させた。
- (2) 高さが 2m 以上のはいはいくずしの作業を手作業により行うので、はい作業主任者技能講習を修了した者をはい作業主任者に選任した。
- (3) 貨物自動車を用いて荷役運搬作業を行うとき、荷役運搬作業のなかで行われているはい作業にはい作業主任者が選任されているので、荷役運搬作業の作業指揮者を定めず、荷役運搬作業を行わせた。
- (4) ダンプトラックの荷台をダンプする装置の修理の作業を行うので、修理の作業を指揮する者を定め、その者に当該作業を直接指揮をさせた。
- (5) フォークリフトのフォークで支持されている荷の下に立ち入りマストの点検をするので、当該作業に従事する労働者に安全ブロックを使用させた。

問 5 土石流、土砂崩壊の危険の防止に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、違反となるものはどれか。

- (1) 土石流危険河川において建設工事の作業を行ったが、数日程度で終了する臨時の作業なので、作業場所から上流の河川等の状況について事前に調査をしなかった。
- (2) 土石流危険河川において建設工事の作業を行ったが、数時間程度で終了する臨時の作業なので、その地域の大雨注意報基準に達する降雨があったにもかかわらず、監視人の配置等土石流の発生を早期に把握するための措置を講じなかった。
- (3) 溝掘削作業を行ったが、深さが1.5mの堅硬な粘土の地盤で、地山の崩壊又は土石の落下により労働者に危険を及ぼすおそれがあったので、土止め支保工を設けることを省略するとともに、雨水、地下水等を排除する措置を行わなかった。
- (4) ビル建設工事において臨時の明り掘削の作業を行ったが、降雨量が50mmの大雨にもかかわらず、大雨の後の明り掘削の作業を再開する前に、浮石、含水等の状態について点検しなかった。
- (5) ビル建設工事において、掘削面の高さが1.5mとなる地山の掘削の作業を行うときに、地山の掘削作業主任者を選任し、作業方法を決定させたが、作業を直接指揮させなかった。

問 6 墜落、飛来落下による危険の防止に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。

- (1) 木造家屋建築工事において高さが2mの箇所で作業を行う場合は、原則として、足場を組立てる等の方法により、作業床を設けなければならない。
- (2) 高さが2mの箇所であって、労働者に安全帯を使用させて作業を行う場合は、安全帯を安全に取り付けられる既存の建物のはりを使用させることができる。
- (3) 道路拡幅工事において高さが2mの箇所で街路樹の剪定作業を行う場合、大雨のため危険が予想されたとき、臨時に行うのであれば、その作業に労働者を従事させることができる。
- (4) 木造家屋建築工事において、2mの高さに設けられた作業床で作業を行う場合に、原則として、安全に昇降するための設備を設けなければならない。
- (5) 木造家屋建築工事において、3mの高さから屋根材の残材を投下する作業を行う場合に、監視人を置けば、投下設備を設けないことができる。

問 7 爆発・火災の防止に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。

- (1) 引火点が65℃の物は、引火性の危険物に該当しない。
- (2) コンクリート破砕器の点火後、発火しなかった場合は、3分以上経過した後でなければ、労働者をコンクリート破砕器の装てん箇所に接近させてはならない。
- (3) ずい道の建設作業において、ずい道内の可燃性ガスの濃度が爆発下限界の値の30%以上であることを認めるときは、直ちに労働者を安全な場所に退避させなければならない。
- (4) エチレンオキシドをドラム缶に注入する作業を行うときは、あらかじめその内部を不活性ガスで置換しなければならない。
- (5) 危険物又は危険物が発生する乾燥物を加熱乾燥する危険物乾燥設備では、熱源として直火の使用が禁止されている。

問 8 電気災害の防止に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、違反となるものはどれか。

- (1) 通路面を横断して仮設の配線を使用するので、これを絶縁被覆を損傷するおそれのない金属管に収めた。
- (2) 高圧活線作業において、高圧充電電路に絶縁用防具を装着する作業を行うに当たり、活線作業用装置を用意できなかったため、労働者に絶縁用保護具を着用させて作業を行わせた。
- (3) 対地電圧が220Vの電動機械器具を絶縁台の上で使用するので、感電防止用漏電しゃ断装置を接続しなかった。
- (4) 特別高圧活線作業において、充電電路の使用電圧が22kVであったため、労働者の充電電路に対する接近限界距離を10cmに保たせながら、活線作業用器具を使用させた。
- (5) 対地電圧が50Vの充電電路の点検作業において、労働者に絶縁用保護具を着用させずに、かつ、活線作業用器具を使用させずに作業をさせた。

問 9 ボイラー（小型ボイラーを除く。）及び第一種圧力容器（小型圧力容器を除く。）の危険の防止に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、正しいものはどれか。

- (1) 事業者は、二級ボイラー技士免許を受けた者をボイラーの伝熱面積の大きさに関係なくボイラーの取扱いの業務につかせることができるが、ボイラーの最高使用圧力が法令に定める圧力以上の場合には、その者をボイラー取扱作業主任者として選任することができない。
- (2) 他工場で設置していた第一種圧力容器の使用を廃止し、移設して再び使用しようとする事業者は、新たに製造したものを設置するときと同様に、構造検査及び溶接検査並びに落成検査を受けて検査証の交付を受けなければならない。
- (3) ボイラーの法令に定める部分を変更しようとする事業者は、変更届を所轄労働基準監督署長に提出しなければならないが、また、変更した者は、所轄労働基準監督署長又は登録変更検査機関が行う変更検査を受けなければならない。
- (4) ボイラー（移動式ボイラーを除く。）を設置しようとする事業者は、設置届を所轄労働基準監督署長に提出しなければならないが、また、設置した者は、所轄労働基準監督署長が行う落成検査に合格（当該検査の必要がないと認められたものを除く。）して、検査証の交付を受けなければ使用することができない。
- (5) ボイラー又は第一種圧力容器について1月以内ごとに1回定期に行う自主検査は特別の教育を受けた者、法令に定めるボイラーの整備の業務はボイラー整備士免許を受けた者、また、法令に定める第一種圧力容器の整備の業務は技能講習を修了した者でなければ、それぞれつくることができない。

問 10 特定機械等であるクレーン等の危険の防止に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、正しいものはどれか。

- (1) 原則として、地盤が軟弱な場所は、移動式クレーンを用いて作業を行ってはならないが、移動式クレーンの転倒を防止するため必要な広さ及び強度を有する鉄板を敷設し、その上に移動式クレーンを設置すれば作業させることができる。
- (2) 移動式クレーンに係る作業を行う場合にはハッカーを用いて玉掛けをした荷の下に労働者を立ち入らせてはならないが、作業の性質上やむを得ないときは、ハッカーで荷を4点つりするときに限り、荷の下に立ち入らせることができる。
- (3) ゴンドラの操作の業務は、その積載荷重が0.5t未満のものについてはゴンドラの操作の業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を受けた者、0.5t以上のものについてはゴンドラ操作技能講習を修了した者でなければ、当該業務につかせることができない。
- (4) クレーンには、玉掛け用ワイヤロープ等がフックから外れることを防止するため、厚生労働大臣が定める規格を具備した構造の外れ止め装置を備えなければならない。
- (5) 原則としてクレーンにより労働者をつり上げて作業させてはならないが、作業の性質上必要な場合には、つり具に専用のとう乗設備を設けるか、又は、安全帯を使用させることにより、労働者をつり上げて作業させることができる。

7 問 1 1 機械等貸与者及び建築物貸与者の講ずべき措置等に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。

- (1) 機械等貸与者は、ドラグ・ショベルを他の事業者に貸与するときは、ドラグ・ショベルの能力、特性その他その使用上注意すべき事項を記載した書面を、貸与を受ける事業者に交付しなければならない。
- (2) 機械等貸与者から最大積載荷重 1t 以上の不整地運搬車の貸与を受けた者は、当該不整地運搬車を操作する者がその使用する労働者でないときは、不整地運搬車運転技能講習修了証を有する者であることを確認しなければならない。
- (3) 機械等貸与者は、貸与したブルドーザについては、1 月以内ごとに 1 回、定期に法定の事項について自主検査を行い、異常を認めるときは、直ちに補修その他の必要な措置を講じなければならない。
- (4) 建築物貸与者は、工場の用に供される建築物で排水に関する設備を設けたものを貸与するときは、汚水の漏水等が生じないように補修その他の必要な措置を講じなければならない。
- (5) 建築物貸与者が事務所の用に供される建築物の全部を一の事業者に貸与するときは、建築物貸与者は、当該建築物において火災が発生したときに用いる警報をあらかじめ統一的に定めなくてもよい。

問 1 2 機械等の規制に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、正しいものはどれか。

- (1) 特定機械等は、特に危険な作業を必要とする機械等として製造の許可から使用の廃止に至るまでの規制を受けるものであり、厚生労働大臣の定める規格又は安全装置を具備しなければ、譲渡し、貸与し、又は設置してはならない機械等も含まれる。
- (2) 外国において特定機械等を製造して本邦に輸出しようとするときは、製造しようとする者が陸揚げする国内の場所を所轄する都道府県労働局長の製造の許可を受けた上で製造しなければならないが、かつ、輸入しようとする者が当該場所において都道府県労働局長の行う製造検査を受けなければならない。
- (3) 動力により駆動される機械等で、作動部分上の突起物又は動力伝導部分に法令に定める防護のための措置が施されていないものは、譲渡し、又は貸与してはならないし、譲渡若しくは貸与の目的で店頭陳列したり展示会で展示してはならない。
- (4) 個別検定を受けて使用している機械等の主要構造部分を変更しようとするときには、この機械等の製造の許可を受けた者に変更を依頼し、この者が、改めて登録個別検定機関が行う個別検定を受け合格しなければ、設置し、又は使用してはならない。
- (5) 使用を休止した特定機械等を再び使用しようとする事業者は、所轄労働基準監督署長又は登録性能検査機関が行う性能検査を受けなければ、使用することができない。

問13 労働者の就業に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。

- (1) 道路貨物運送業の事業場においては、新たに職務につくこととなった職長に対して、法令に定める職長等の教育を行わなければならない。
- (2) 研削といしを取替え又は取替え時の試運転の業務に労働者をつかせるときは、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。
- (3) 新たに雇い入れた労働者が、法令に定める事項について、十分な知識及び技能を有していると認められるときは、当該事項についての雇入れ時教育を省略することができる。
- (4) 動力プレスを5台以上有する事業場において、当該機械による作業を行う場合には、プレス機械作業主任者を選任しなければならない。
- (5) 可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接の業務は、ガス溶接作業主任者免許を受けた者につかせることができる。

問14 計画届等に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。

- (1) つり上げ荷重0.5t以上の移動式クレーンの転倒事故が発生した場合には、労働者が負傷していなくても、遅滞なく、事故報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。
- (2) 機械プレスでクランク軸等の偏心機構を有するもの又は液圧プレスを設置しようとするときは、その設置工事の開始日の30日前までに、機械等設置届に必要な書類を添えて所轄労働基準監督署長に届け出なければならない。
- (3) 事業場内で発生した労働者の負傷による休業4日以上の災害については、遅滞なく、労働者死傷病報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。
- (4) 労働安全コンサルタントは、事業場の安全診断を実施した場合、依頼者の氏名及び住所、依頼を受けた年月日、実施した診断の項目、及び依頼者から受けた報酬の額を帳簿に記載し、これを記載の日から3年間保存しなければならない。
- (5) 事業者は、都道府県労働局長の指示により安全衛生改善計画を作成する場合には、労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントによる診断を受けなければならない。

問15 ずい道及びたて坑の建設の仕事に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、違反となるものはどれか。

- (1) 長さが1500mのずい道の建設の仕事で深さが20mのたて坑の掘削を伴うものを開始するので、その計画を仕事の開始日の14日前までに、所轄労働基準監督署長に届け出た。
- (2) たて坑の掘削作業を行うにあたり、地山の崩壊のおそれがあったので、作業箇所及びその周辺の地山について、形状、地質及び地層の状態その他の法令に定める事項についてボーリング等により調査を行った。
- (3) ずい道の掘削の作業に係る業務に労働者をつかせるときは、あらかじめ当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を受けさせた。
- (4) ずい道の覆工の作業は、あらかじめ作業計画を作成した者を作業指揮者として指名し、その者に当該作業を直接指揮させた。
- (5) ずい道及びたて坑の建設の作業を行うにあたり、内部で火気を使用する場所なので消火設備を設けるとともに、関係労働者に対しては、その設置場所及びその使用方法を周知させた。